

令和6年 年間議事予定

令和5年12月20日現在

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月									
1	月(元日)	木	金	月	水	土	月	木	日	火	一般質問	金	分科会(決算)	日	1						
2	火	金	代表者会議	土	火	木	日	火	金	月	水	予決(企業会計) (予決総括質疑)	土	月	一般質問	2					
3	水	土	日	水	金(憲法記念日)	月	議案上程	水	県内調査(教育)	土	火	代表者会議	木	金協(展開方針・予算方針)	日	(文化の日)	火	3			
4	木	日	月	一般質問	木	土(みどりの日)	火	木	県内調査(教育)	日	水	県外調査	金	常任委・分科会	月	(振替休日)	水	一般質問	4		
5	金	月	火	追加議案上程	金	日(こどもの日)	水	金	月	木	県外調査	土	火	(委員会等予備日)	木	予決(当初予算要求状況)	金	予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)	5		
6	土	火	水	一般質問・質疑	土	月(振替休日)	木	議案質疑	土	火	金	県外調査	日	水	金	予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)	6		6		
7	日	水	木	予決(予算総括質疑)	日	火	金	日	水	土	月	常任委・分科会	木	代表者会議	土	7			7		
8	月(成人の日)	木	金	政雇・環農・教警 常任委・分科会	月	水	代表者会議・議運	土	月	木	日	火	常任委・分科会	金	日	8			8		
9	火	金	議運	土	火	木	日	火	金	月	水	常任委・分科会	土	月	常任委・分科会	9			9		
10	水	土	日	水	金	月	一般質問	水	予決(県政レポート)	土	火	議運	木	(常任委員会予備日)	日	火	常任委・分科会	10		10	
11	木	日	(建国記念の日)	月	総地・防果・医子 常任委・分科会	木	土	火	木	日	(山の日)	水	金	(委員会等予備日)	月	水	常任委・分科会	11		11	
12	金	月	(振替休日)	火	政雇・環農・教警 常任委・分科会	金	日	水	一般質問	金	月	(振替休日)	木	土	火	木	常任委・分科会	12		12	
13	土	火	水	総地・防果・医子 常任委・分科会	土	月	代表者会議	木	土	火	金	日	水	金	(常任委員会予備日)	13			13		
14	日	水	全協(当初予算)	木	(常任委員会予備日)	日	火	代表者会議	金	一般質問	日	水	土	月	(スポーツの日)	木	土	14		14	
15	月	木	金	(委員会等予備日)	月	水	代表者会議・議運	土	月	(海の日)	木	日	火	代表質問 予決(採決)	金	予決(採決) 議運	日	15		15	
16	火	金	土	火	木	役員改選	日	火	金	月	(敬老の日)	水	土	月	(委員会等予備日)	16			16		
17	水	土	日	水	金	月	(予決総括質疑)	水	県内調査	土	火	議案上程	木	代表者会議・議運	日	火	予決(採決)	17		17	
18	木	開会	日	月	予決(採決)	木	土	火	常任委・分科会	木	県内調査	日	水	金	採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	月	水	代表者会議・議運	18		18
19	金	月	議案上程	火	金	日	水	常任委・分科会	金	県内調査	月	木	土	火	木	閉会(採決)	19			19	
20	土	火	議案聴取会	水	(春分の日)	土	月	木	常任委・分科会	土	火	金	議案質疑	日	水	金	20			20	
21	日	水	木	代表者会議・議運	日	火	代表者会議	金	常任委・分科会	日	水	みえ高校生県議会	土	月	木	採決・議案上程	土	21		21	
22	月	木	金	採決	月	水	常任委(所管説明)	土	月	木	日	(秋分の日)	火	金	日	22			22		
23	火	金	(天皇誕生日)	土	火	木	常任委(所管説明)	日	火	県内調査	金	月	(振替休日)	水	金協(監査結果・内部統制) 予決(当初予算の考え方)	土	(勤労感謝の日)	月	23		23
24	水	土	日	水	金	常任委(所管説明)	月	(常任委員会予備日)	水	県内調査	土	火	木	予決(当初予算の考え方)	日	火	24			24	
25	木	日	月	木	土	火	(委員会等予備日)	木	県内調査	日	水	一般質問	金	月	水	25			25		
26	金	月	火	金	日	水	予決(採決)	金	月	木	土	火	議案質疑	木	26			26			
27	土	火	代表質問・質疑	水	土	月	議運	木	代表者会議・議運	土	火	県外調査	金	一般質問	日	水	金	27		27	
28	日	水	木	日	火	金	採決	日	水	県外調査	土	月	木	一般質問	土	28			28		
29	月	木	一般質問	金	議案上程・採決	月	(昭和の日)	水	特別委(活動計画)	土	月	木	県外調査	日	火	金	日	29		29	
30	火		土	火	木	日	火	金	月	水	予決(決算総括質疑)	土	月	30			30				
31	水		日	金	水	土	31				木	分科会(決算)	火	31			31				

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

会期日数 令和6年定例会

337日

(注) 令和5年12月20日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。  
最新の日程は三重県議会ホームページの『月別の日程』でご確認ください。



## 1月18日の議事予定

### 議会運営委員会

---

知事あいさつ

議長あいさつ

開会・開議

諸報告

- ・例月出納検査報告書の配付について
- ・説明員の出席要求について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

休会の件

散会

---

大規模地震対応訓練及び不審物対応訓練

代表者会議

食料自給総合対策調査特別委員会



映像及び音声の送受信（オンライン）による委員会参加に関する申合せ事項  
新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>1 オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、原則として委員会の前日の正午までに委員長に申し出る。 <u>なお、申出にあたっては、参集して参加することが原則であることを考慮し十分に検討した上で行うよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>委員長は、三重県議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第14条の2第2項の規定によりオンラインによる参加の許可を行う場合は、参集することが困難であるやむを得ない事由の申出内容を聞き取った上で慎重に判断を行うものとする。</u></p> <p>3 オンラインによる会議は、ソフトウェア（Zoom）を使用することとし、委員自身のパソコン等の端末を使用する場合にあっては、通信費は委員自身の負担とする。 委員自身のパソコン等を使用することができない場合は、議会有のタブレットを使用する。</p> <p>4 オンラインにより委員会に参加する委員は、会議中に映像及び音声途切れることがないように、良好な通信環境の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる。 なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声を確認できない状態となった場合は、その委員は不在として取り扱う。 また、オンラインにより参考人からの聴取を行うに際し、映像及び音声を確認できない状態となった場合は、聴取の継続又は中止に関する判断は、委員長が行う。</p>	<p>1 オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、原則として委員会の前日の正午までに委員長に申し出る。</p> <p>2 オンラインによる会議は、ソフトウェア（Zoom又はWebex Meetings）を使用することとし、委員自身のパソコン等の端末を使用する場合にあっては、通信費は委員自身の負担とする。 委員自身のパソコン等を使用することができない場合は、議会有のタブレットを使用する。</p> <p>3 オンラインにより委員会に参加する委員は、会議中に映像及び音声途切れることがないように、良好な通信環境の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる。 なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声を確認できない状態となった場合は、その委員は不在として取り扱う。 また、オンラインにより事実上の参考人からの聴取を行うに際し、映像及び音声を確認できない状態となった場合は、聴取の継続又は中止に関する判断は、委員長が行う。</p>

改正後	改正前
<p><u>5</u> 委員長は、オンラインによる参加を許可した委員が継続的に委員会の審査又は調査に専念できない状態にあると判断した場合は、当該委員に委員会の審査又は調査に専念するよう注意を行い、当該委員が従わない場合は、通話を中止することができる。</p> <p><u>6</u> オンラインにより委員会に参加する委員は、委員会の開催30分前までに<u>通信状況の確認を行うこと</u>とし、映像及び音声を送受信することに支障がないと判断される場合に、委員長はオンラインによる委員会への参加を許可する。</p> <p><u>7～9</u> (略)</p>	<p><u>4</u> オンラインにより委員会に参加する委員は、委員会の開催30分前までに<u>2の方法により通信状況の確認を行うこと</u>とし、映像及び音声を送受信することに支障がないと判断される場合に、委員長はオンラインによる委員会への参加を許可する。</p> <p><u>5～7</u> (略)</p>